

会 則

(本会の名称)

第1条 本会はG8∞会とする。

(本会の目的)

第2条 本会は会員を通じてのグローバル人材育成に向けて、ACTFL準拠の外国語スピーキングアセスメント適用の普及、効果検証、研鑽、ノウハウ交流等を通じて、場の共有をはかることを目的とする。

(活動範囲)

第3条 本会は次のことを行う。

- (1) 定例会（年1回の総会を活用した実施を前提とする。総会では決議を行う）
- (2) 各種プロジェクト
- (3) 研修会
- (4) 研究発表会
- (5) その他、本会の目的に沿うもの

(構成員)

第4条 本会は次の会員で構成する。

- (1) 会員A : 設立時社員
- (2) 会員B : 法人
- (3) 会員C : 法人所属の個人
- (4) 賛助会員 : 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人、団体、個人とする。
- (5) 相互認証会員 : 当法人が様々な研鑽を積む上で、法人加入する学会等のうち、相互にお互いの活動を広く紹介することに、基本合意している学会、研究会とする。

(会費の納入)

第5条 定款に準拠するが、入会金・会費は毎年の総会での決議に従う。

尚、現在の年会費は下記の通り。

- (1) 会員A、B、賛助会員 : 1万円。尚、会員B、賛助会員でバナー広告を希望する場合は2万円
 - (2) 会員C : 3千円
 - (3) 相互認証会員 : 無料
- 会費は銀行振込にて納入する。

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。年1回会計報告をする。

(事務業務)

第7条 本会の事務業務については、法人事務職員が担当し、会員への連絡をウェブ並びに登録メールへの発信をもって行う。

(会則の変更)

第8条 本会則は、総会の決議承認をもって行われる。

付則

1. この会則は2016年8月8日より実施する。
2. 初年度(2016年)は活動期間が限られることもあり、設立会員を除き入会金を無償で会員参加を募る。
3. 前項の規定は、社員総会において入会金を有償とする旨の決議がなされるまで、(自動的に)入会金無償を継続する。